

藤沢市民ギャラリー条例の一部改正について
藤沢市民ギャラリー条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民ギャラリー条例の一部を改正する条例
藤沢市民ギャラリー条例（昭和61年藤沢市条例第17号）の一部を次のように
改正する。

第4条第2項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第5条第1項中「10,000円」を「12,000円」に、「5,000円」を
「6,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市民ギャラリーの一般展示室の使用について既に許可を受けているものの使用料については、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市民ギャラリーの一般展示室の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。